



現行の法律では、繁殖業者が動物を手放すように強制したり、没収することは難しく、また、将来にわたって犬の飼育を禁止できる見通しありません。たとえ、告発がうまく運んで有罪が確定しても、男は罰金を払うだけで放免となるでしょう。従って、法的手段を成功させるには、国の内外から多数の人たちが佐賀県に圧力をかけることで当局を動かし、残りの犬を救出して、治療と不妊去勢手術を受けさせ、新しい飼い主を見つけるように仕向ける以外にありません。男が一生涯動物を飼育できないよう禁止すべきです。こうした運動が、他のブリーダー連中にも、「行ないを改めなければ、告発されますよ」という強いメッセージを送ることになると、私も確信します。これ以外にも、悪質業者の悲惨な飼育現場をご存知の方は、アークまでご一報ください。

下記宛、手紙／eメールで抗議を寄せていただきたく、皆様のご協力をお願い致します；

佐賀県健康福祉本部生活衛生課
〒840-8570
佐賀市城内1-1-59
0952-25-7077
FAX 0952-25-7303
seikatsueisei@pref.saga.lg.jp

(佐賀県知事) 古川康
〒840-8570
佐賀市城内1-1-59
0952-24-2111 (代表)
FAX 0952-25-0753
http://www.saga-chiji.jp/

(環境大臣) 若林正俊
〒100-8952
東京都千代田区
霞ヶ関1-2-2 (合同庁舎5) 環境省
03-3581-3351
http://www.env.go.jp
e-mail: MOE@env.go.jp

「佐賀県の繁殖業者犬虐待ケース」 最新版
2007年2月8日

佐賀県入りした私も、佐賀市内のコウエイ・ドッグスクール・ペットショップに立ち寄りました。保健所の話では、65頭の犬がまだ店に残されているとのこと。人々の視線をさえぎるため、店の道路側は、建物も小屋も板で囲われています。裏側にまわると、以前



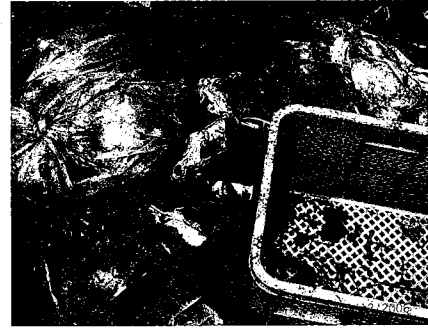
と同じケージに、同じ状態で柴犬が収容されているのが見えます——何も変わっていません。保健所職員は毎日そこに立ち寄って、週に1、2度中に入れるのに、M氏に事態を改善させることも、残っている犬の所有権放棄を促す説得もなされていない様子でした。

保護された犬の現状を知るため、メディア取材陣とともに佐賀県職員と面会しました。2007年1月19日、佐賀県は、M氏の了承を得て、鹿島の繁殖場から55頭、ペットショップから7頭の犬を保護しました。彼らは現在3ヶ所の保健所に収容され、少しずつ地元の動物病院で診察を受けていますが、なかなかはかどりません。長崎から来た獣医は、2頭の重症患者を引き受けました——体重わずか3.3kgの柴犬と筋肉衰弱が著しいボーダーコリーの若犬で、柴はまだ自力で立てず、ボーダーはやっと歩けるまでに回復したとのこと。

現行の法律下では、県当局としても、施設に立入って残っている犬全部を押収することはできないため、さらに多くの犬が苦しみ、死んでいこうとも、悪質業者の気まぐれを頼りに傍観する以外に打つ手がありません。

佐賀県が残りの犬救出に難渋するとしても、すでに管理下にある犬の扱いについては釈明の余地はないはずです。救出後3週間もたつというのに、いまだに、不妊去勢手術はおろか、寄生虫駆除も、耳ダニ、ノミ対策も、予防注射も実施していません。犬たちは皮膚病と下痢に苦しんでいます。日当たりも通気性も悪く、暗い、じめじめしたコンクリート建築の中で衰弱しています。シャンプーもブラッシングもされず、散歩も行われていません。これでは、犬たちを「生き地獄」から救出したといっても、別の「中世式牢獄」に移しただけではありませんか。柴犬と秋田犬は寒さには強いものの、陰湿で寒い飼育環境は犬をいっそう弱らせるものです。

佐賀県の杵藤保健所には42頭が入っていますが、過密状態で雌雄入り混じって収容されています。1頭の雌犬は妊娠している様子なの



に、保健所の獣医はそれに気づいていてもいません。柴犬2頭が狭すぎるケージに押し込まれているのは、保健所の言い分では、大きなケージがないため……とか。また、すのこが濡れても予備品がなくて取り替えられないという有様。唐津保健所はそれほど込み合っていないものの、犬たちは、すのこもなく、濡れたコンクリート床にじかに寝かされています。

すべての犬をできる限り早く収容所から出して新しい飼い主に引き渡すことが不可欠だというのに、佐賀県は、治療、不妊去勢手術、里親さがしなどの実施については「ボランティア獣医師」に頼ろうとしています。獣医師の数が不足しています。どうして、県が雇っている獣医が何もできないのか？ 彼らと話した結果、その理由がわかりました——彼らは、手術器具はおろか、顕微鏡もろくに扱えないのです。佐賀県は「何も知らず、何もできない」獣医師をなぜ雇っているのでしょうか。犬の飼い主募集については、県が人目を引くポスターを作成し、もうすでに掲示されているはず……と皆さんは思うでしょう。いいえ、まだです。3月初旬に発行される県の広報紙で里親募集を里親募集を呼びかける予定だと県は言っています。それでは、あまりにも遅過ぎるではありませんか。繁殖業者からさらに多くの犬が来れば、行政は対応しきれないでしょう。

新しい動物愛護管理法では、すべての動物繁殖／販売業など動物取扱業者は、5月末までに都道府県に登録しなければなりません。私どもの推測では、M氏は登録を拒否され、犬を手放さざるを得ないでしょう。飼育放棄と虐待という“前科”があるにもかかわらず、もしも、佐賀県知事が登録を認めるようなことがあれば……この国の動物福祉はお先真っ暗、絶望的と言わざるを得ません。

